

第1回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年5月1日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 4番 成田 俊英委員 | 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 |
| 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 |
| 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 |
| 13番 松下 裕幸委員 | 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 |
| 16番 田井 克廣委員 | 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬 女 公美委員 |
| 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 |
- (以上 21名)
4. 欠席委員 なし
5. 参 与 者 農業委員会事務局
 事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平
 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美 臨時職員 高杉 知
 (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 1番 志賀 忠浩委員
 2番 山崎 隆史委員
- 会期決定について 平成30年5月1日(1日)
6. 議事日程
- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 会長及び会長職務代理者の互選について
議席の決定について
議事録署名委員の指名について
会期決定について |
| 議案第2号 | 釧路市農業委員会専門委員会の設置について
会務概要報告について |
| 報告第1号 | 現況証明願について(市街化区域) |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第3号 | 現況証明願について |
| 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 河川法第34条許可申請に係る進達について |
| 議案第6号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |

事務局

大西事務局長

皆様には、第6期釧路市農業委員として任命されましたこと、心よりお祝い申し上げます。

ただいまから、総会が開催されますが、農業委員の皆様は、初めての顔合わせでございますので、総会に入る前に皆様の紹介をいたします。

仮議席番号1番から順に紹介いたします。

最初に細川裕委員です。

次に野村照明委員です。

次に稲場洋二委員です。

次に松下裕幸委員です。

次に熊坂隆雄委員です。

次に佐藤裕司委員です。

次に福西範委員です。

次に浅野徳昭委員です。

次に廣瀬女公美委員です。

次に佐藤泰正委員です。

次に大畑礼子委員です。

次に金子靖委員です。

次に菊池利治委員です。

次に野澤勲委員です。

次に清水幸治委員です。

次に村上正人委員です。

次に成田俊英委員です。

次に志賀忠浩委員です。

次に田井克廣委員です。

次に大坂博文委員です。

次に山崎隆史委員です。

以上でございます。

それでは総会に入ります。

総会は、釧路市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事進行を行なうことになっておりますが、任期満了後、最初の総会であり、会長が不在となっておりますので、新会長が決まるまでの間、地方自治法第107号の規定を準用し、年長委員が臨時議長の職務を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

委員

委員一同

異議なし

事務局

大西事務局長

ご異議がないようですので、本日の出席委員中、野村照明委員が最年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

野村委員

野村照明でございます。年長のゆえをもちまして臨時議長の職務を務めさせていただくこととなりましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の出席者は21名であり定足数に達しておりますので、ただいまより、第6期第1回釧路市農業委員会総会を開催いたします。

さっそくですが、議案の審議に入ります。

議案書2ページでございます、議案第1号「会長及び会長職務代理者の互選」について、会長1名及び会長職務代理者2名の選出を行います。釧路市農業委員会会議規則第2条の規定により、選出方法は投票または指名推薦で行いますが、ご異議がなければ指名推薦で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

委員
委員一同

異議なし

臨時議長
野村委員

ご異議がありませんので、会長、会長職務代理者は指名推薦で行います。どなたか会長と会長職務代理者2名を推薦していただきたいと思います。

委員
松下委員

会長に野村委員、会長代理に稲場委員と村上委員を推薦いたします。

臨時議長
野村委員

ただいま、会長に野村、会長職務代理者に稲場委員と村上委員の推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

委員
委員一同

異議なし

臨時議長
野村委員

ご異議ありませんので、釧路市農業委員会会長に私、野村、会長職務代理者に稲場委員と村上委員に決定されました。

それでは、ただいま会長及び会長職務代理者に就任されました方々に一言ずつご挨拶をいただきと思います。

最初に私よりご挨拶致します。

(野村会長挨拶)

議長
野村会長

次に、稲場会長職務代理者、お願いいたします。

(稲場会長職務代理者挨拶)

議長
野村会長

有り難うございました。
次に、村上会長職務代理者、お願いいたします。

(村上会長職務代理者挨拶)

議長
野村会長

有り難うございました。
それでは、私が会長となりましたので、議長として引き続き議事を進めさせていただきます。

次に、議席の決定であります、委員の議席は「釧路市農業委員会会議規則第7条」の規定により、「くじ」で行います。

「番号くじ」が入った箱を現在の席順により、持って回りますので順次お引き下さい。お引きになった番号が皆様の議席となります。

(「くじ」を引く)

議長
野村会長

それでは議席が決まりましたので、事務局より発表いたします。

事務局
大西事務局長

それでは、議席を発表いたします。

1番、志賀忠浩委員、2番、山崎隆史委員、3番、福西範委員、4番、成田俊英委員、5番、大坂博文委員、6番、金子靖委員、7番、村上正人委員、8番、佐藤裕司委員、9番、稲場洋二委員、10番、細川裕委員、11番、野村照明委員、12番、大畑礼子委員、13番、松下裕幸委員、14番、菊池利治委員、15番熊坂隆雄委員、16番、田井克廣委員、17番、野澤勲委員、18番、廣瀬女公美委員、19番、佐藤泰正委員、20番、清水幸治委員、21番、浅野徳昭委員、以上です。

議長
野村会長

それでは、ご自分の名札をお持ち頂き、ご自分の番号の席にご着席願います。

次に、本日の議事録署名人に1番志賀委員、2番山崎委員を指名いたしますので、よろしく願います。

なお、会期は本日5月1日の1日といたします。

次に議案第2号、「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。事務局より説明してください。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書4ページになります、議案第2号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」についての説明をいたします。

専門委員会につきましては、別に配付いたしました釧路市農業委員会専門委員会設置要領に基づき、釧路、阿寒、音別の各地区の専門委員会を設置するものであります。

各地区の案件は専門委員会の調査などを経て、総会に諮っているものでありますが、新任期となりましたので、改めて専門委員会を設置するとともに、併せて各地区の専門委員会に所属する委員を決めるものでございます。

なお、専門委員会が設置された場合は、総会終了後、各地区で専門委員会を開催していただき、委員長を選任していただきたいと思っております。

以上により、ご審議を頂きたくご提案をいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第2号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

まず、専門委員会の設置について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、専門委員会を設置することに賛成の委員は挙手してください。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、専門委員会を設置することといたします。
次に、各地区所属委員について審議いたします。
所属委員について、どなたかご提案ございますか。

委員
福西委員

事務局案があれば、説明をお願いします。

議長
野村会長

ただいま、事務局案のご提案がありましたので、事務局に配付させます。
配付いたしました案について、事務局より説明してください。

事務局
大西事務局長

ただいま配付いたしました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について説明いたします。

各地区の委員につきましては、専門委員会が行う調査の専門知識及び移動距離等の観点から、委員の住所地及び所属する法人等の所在地を基に作成しております。

以上により専門委員会の委員について、ご審議を頂きたくご提案いたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、事務局案に賛成の委員は挙手してください。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、事務局案のとおり決定いたします。
それでは、通常の議事にはいります。
事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書5ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

まず、報告第1号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の6ページにございます、報告第1号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書7ページの表の1番は、資料が8ページから10ページにございます。

市街化区域内の[]、の一筆、公簿地目が畑になっております[]^mの土地について、申請者の[]氏より現況証明願があり、3月20日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、3月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第1号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の11ページにございます、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区1件、阿寒地区2件の通知がありました。

議案書12ページの表の1番は、資料が13ページから14ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他3筆、[]^mの農地について、借主であります[]氏との間で、平成30年4月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書12ページの表の2番は、資料が15ページから16ページにございます。

[]氏が所有する[]、他1筆、[]^mの農地について、借主であります[]との間で、平成30年4月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書12ページの表の3番は、資料が15ページ、17ページにございます。

■■■■氏、他3名が所有する■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成30年4月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、3件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第3号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の18ページでございます、議案第3号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書19ページでございます表の1番ですが、資料は20ページと21ページでございます。

公簿地目が牧場である、■■■■、の一筆、■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■から現況証明願がございました。

4月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の農業用施設用地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、お願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員
佐藤裕司委員

議案第3号「現況証明願」について調査報告いたします。

現況証明願のありました■■■■は、■■■■が所有する公簿地目が牧場で、農振農用地区域にある■■■■㎡の土地であります。

平成30年4月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は農業用施設用地であることを確認しました。

以上、現地調査結果を報告いたしますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
野村会長

佐藤裕司委員、ありがとうございました。

それでは、議案第3号「現況証明願」について審議致しますが、■■■■の役員及び同居の親族に関するものであり、議事参与の制限がございますので、浅野

委員、佐藤泰正委員、大畑委員は退室して下さい。

(浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員退室)

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、議案第3号「現況証明願」について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第3号「現況証明願」は原案のとおり決定致します。
浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員は入室して下さい。

(浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員入室)

それでは、次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書22ページ目にございます、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、釧路地区1件、阿寒地区2件、音別地区2件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書23ページの表の1番は、資料が議案書の25ページ、26ページにございます。

氏が所有する、他3筆、 m^2 の農用地について、氏に年間円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書23ページの表の2番は、資料が議案書の27ページ、28ページにございます。

氏が所有する、他1筆、 m^2 の農用地について、に年間円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書23ページの表の3番は、資料が議案書の27ページ、29ページにございます。

が所有する、他5筆、 m^2 の農用地について、に年間円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書24ページの表の4番は、資料が議案書の30ページ、31ページに

委員
委員一同

議長
野村会長

議長
野村会長

事務局
大西事務局長

ございます。

氏が所有する、一筆、 m^2 の農用地について、に年間円で、賃貸借を行うものであります。

次に、議案書24ページの表の5番は、資料が議案書の30ページ、32ページにございます。

氏が所有する、一筆、 m^2 の農用地について、に年間円で、賃貸借を行うものであります。

以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の佐藤裕司委員に報告を求めます。

委員

佐藤裕司委員

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について、1番の報告をいたします。

1番の申請の内容は、氏が所有する、他3筆、合計 m^2 の農用地について、氏に賃貸を行うものです。

本件について、平成30年4月17日、釧路地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

佐藤裕司委員、ありがとうございました。

次に、2番、3番の現地調査結果について、調査委員長の松下委員から報告をお願いします。

委員

松下委員

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について、2番及び3番の報告をいたします。

2番の申請の内容は、氏が所有する、他1筆、合計 m^2 の農用地について、に賃貸を行うものです。

本件について、平成30年4月18日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから許可相当という結論となりました。

次に3番の申請の内容は、氏他3名が所有する、他5筆、合計 m^2 の農用地について、に賃貸を行うものです。

本件について、平成30年4月18日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから許可相当という結論となりました。

議長
野村会長

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

委員
成田委員

松下委員、ありがとうございました。

次に、4番、5番の現地調査結果について、調査委員長の成田委員から報告をお願いします。

議案第4号、「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

4番の[]氏及び5番の[]氏と[]の賃貸借に係る農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

平成30年4月12日、音別地区農業委員5名及び事務局2名により現地調査及び協議を行った結果、借主の[]は、農地所有適格法人ではありませんが、ふき栽培の試験研究のための賃貸であり、今後も当該農用地を適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
野村会長

成田委員、ありがとうございました。

それでは、審議を致しますが、2番、3番について、[]の社員である菊池委員は議事参与の制限がございますので、まず、釧路、音別地区の案件を先に審議します。

それでは、1番、4番、5番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、4番、5番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、4番、5番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番、3番を審議しますので、菊池委員は退室して下さい。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番から3番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番及び3番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番及び3番については原案のとおり決定致します。

菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

次に、議案第5号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書33ページにございます議案第5号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

本案件は、河川法第34条の規定による占用する権利の譲渡の許可申請です。

河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、釧路地区において1件の許可申請がありました。

議案書34ページの表の1番ですが、資料は議案書の35ページ、36ページにございます。

北海道が管理する仁々志別川の河川敷地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX㎡について、XXXXXXXXXX氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、XXXXXXXXXX氏に譲渡するものです。

以上の1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは議案第5号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第5号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第5号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

議案書37ページ目でございます、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回8件の報告がございました。

議案書38ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、平成29年3月決算の報告となります。

議案書38ページの農地所有適格法人要件確認書の2番は、
で、平成29年9月決算の報告となります。

議案書39ページの農地所有適格法人要件確認書の3番は、
で、平成28年12月決算の報告となります。

議案書39ページの農地所有適格法人要件確認書の4番は、
で、平成29年6月決算の報告となります。

議案書40ページの農地所有適格法人要件確認書の5番、6番は、
で、平成28年3月と平成29年3月決算の報告となります。

議案書41ページの農地所有適格法人要件確認書の7番は、
で、平成29年3月決算の報告となります。

議案書41ページの農地所有適格法人要件確認書の8番は、
で、平成29年3月決算の報告となります。

8件とも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番については成田委員が構成員となっており、2番については大坂委員が構成員となっており、5番、6番については細川委員、浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員が構成員及び同居の親族に関するものであり、議事参与の制限がございますので、まず1番、2番、5番、6番を審議して、次に3番、4番、7番、8番を一括審議することとします。

最初に、1番について審議しますので、成田委員は退室して下さい。

(成田委員退室)

1番について質問、意見を求めます。

なし

委員

委員一同

議長

野村会長

質問がないようですので、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法

人の報告」の1番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定致します。

成田委員は入室して下さい。

(成田委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり可決、決定しました。

次に、2番について審議しますので、大坂委員は退室して下さい。

(大坂委員退室)

2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定致します。

大坂委員は入室して下さい。

(大坂委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり可決、決定しました。

次に、5番、6番について審議しますので、細川委員、浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員は退室して下さい。

(細川委員、浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員退室)

5番、6番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番及び6番について、原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番及び6番については原案のとおり決定致します。

細川委員、浅野委員、佐藤 泰正委員、大畑委員は入室して下さい。

(細川委員、浅野委員、佐藤泰正委員、大畑委員入室)

議長
野村会長

5番、6番は、原案のとおり可決、決定しました。
次に、3番、4番、7番、8番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番、4番、7番、8番について、原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第6号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番、4番、7番、8番については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。

委員
松下委員

今後の委員会をスムーズに進めるためにも、新人委員に対して農地法等の勉強会を提案致します。

議長
野村会長

次回総会時に開催致します。
他にございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年5月1日

議 長

野 村 照 明

署名委員

志 賀 忠 浩

署名委員

山 崎 隆 史

